平成23年定例第4回市議会会議録(第1日)

平成23年11月29日午前9時30分定例第4回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	田	中	信	之	11番	内	野	英	則
2番	野	田		力	12番	小	野	茂	樹
3番	上津原			博	13番	中	島	_	博
4番	荒	巻	隆	伸	14番	坂	口	孝	文
5番	瀬	口		健	15番	井	手	敏	夫
6番	JII	口	正	宏	16番	宮	本	五.	市
7番	坂	田		仁	17番	牛	嶋	利	三
8番	近	藤	新	_	18番	河	野	_	昭
9番	梶	山	忠	男	19番	壇		康	夫
10番	中	尾	眞智	冒子					

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

- 3. 出席議員は次のとおりである。 出席議員は応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

 議会事務局長
 椛 嶋 修 一
 議会事務局係長
 甲 斐 佳代子

 次
 長 馬 場 洋 輝
 書 記 柿 野 孝 博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市		長	西	原		親	企画財政課長 吉 開 均	j
副	市	長	高	野	道	生	企画財政課長補佐 兼財政係長 坂田 良二	<u>-</u>
教	育	長	藤	原	喜	雄	契約檢查課長 石橋 慎二	<u>-</u>
監	査 委	員	平	井	常	雄	介護健康課長 更原 幸 秀	Ē
総	務 部	長	吉	開	忠	文	福祉事務所長 坂口 祐二	_
市」	民生活音	『長	松	尾	俊	成	環境衛生課長 椛 嶋 久 男	를
	竟経済音 農林水産記		酒	井		聖	土 木 課 長 横 尾 健 -	<u>-</u>
兼者	投都 市部 下計画記 下水道部	課長	小	宮	修	<u> </u>	学校教育課長 大津 一 彰	急
教 兼教	育 部	長課長	堀		勝	敏	教育部指導室長 馬場 英二	<u>-</u>
消	防	長	塚	本	哲	嘉	水道課長坂梨一位	7.7
総	務 課	長	江	﨑	昌	昭		

- 7. 付議事件は、次のとおりである。
 - (1) 会期の決定について
 - (2) 会議録署名議員の指名について
 - (3) 監査報告について (例月出納検査)
 - (4) 議案一括上程
 - (5) 提案理由説明
 - (6) 報告第2号 平成22年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の 報告について

- (7) 報告第3号 平成22年度みやま市決算に係る貸借対照表、行政コスト計算書、純資 産変動計算書及び資金収支計算書の報告について
- (8) 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- (9) 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- (10) 認定第3号 平成22年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定について
- (11) 認定第4号 平成22年度みやま市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついて
- (12) 認定第5号 平成22年度みやま市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (13) 認定第6号 平成22年度みやま市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- (14) 認定第7号 平成22年度みやま市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (15) 議案第8号 平成22年度みやま市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (16) 認定第9号 平成22年度みやま市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついて
- (17) 認定第10号 平成22年度みやま市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついて
- (18) 認定第11号 平成22年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定について
- (19) 議案第43号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (20) 議案第44号 みやま市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- (21) 議案第45号 みやま市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制 定について
- (22) 議案第46号 筑後地域消防通信指令事務協議会規約の制定に関する協議について
- (23) 議案第47号 平成23年度みやま市一般会計補正予算(第4号)
- (24) 議案第48号 平成23年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- (25) 議案第49号 平成23年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

- (26) 議案第50号 平成23年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)
- (27) 議案第51号 平成23年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- (28) 議案第52号 平成23年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算(第1号)
- (29) 議案第53号 平成23年度みやま市水道事業会計補正予算(第1号)

午前9時30分 開会

〇議長(壇 康夫君)

ただいまから平成23年第4回みやま市議会定例会を開会します。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定について

〇議長(壇 康夫君)

日程第1.会期の決定についてを議題とします。

本件は先日の議会運営委員会において協議をしていただいておりますので、委員長の報告を求めます。宮本議会運営委員長。

〇議会運営委員長(宮本五市君)(登壇)

おはようございます。平成23年第4回定例会の運営につきまして、11月21日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容について御報告申し上げます。

まず、本会議に付議されました案件は、報告2件、諮問2件、認定9件、議案11件でございます。

次に、本会議の開催は、本日11月29日から12月15日までの17日間といたします。

また、その日程でございますが、日程につきましては既に皆様方に資料を配付しておりま すので、御参照方お願い申し上げます。

次に、審議方法について以下申し上げます。

諮問の2件、議案第43号の1件につきましては、即決といたします。

認定第3号から認定第11号の9件につきましては、特別委員会付託といたします。

議案第44号から議案第46号までの3件につきましては、厚生常任委員会付託といたします。

また、議案第47号から議案第53号の7件につきましては、全体審議といたします。

以上、議会運営委員会の決定の報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

〇議長(壇 康夫君)

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月15日までの17日間にしたいと思います。 御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月15日までの17日間に決定しました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

〇議長(壇 康夫君)

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定によって5番瀬口健君、6番川口正宏君、両名を指名します。

日程第3 監査報告について(例月出納検査)

〇議長(壇 康夫君)

日程第3. 監査報告について、監査委員の報告を求めます。平井監査委員、お願いします。

〇監査委員(平井常雄君)(登壇)

改めておはようございます。それでは、例月出納検査の結果の御報告をいたしたいと思います。

私たち監査委員2名は、地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を次のとおり御報告申し上げます。

検査の対象といたしましては、みやま市の一般会計、特別会計及び公営企業、水道事業会 計に属する出納状況でございます。

検査の時期といたしましては、平成23年7月分を8月29日、8月分を9月26日、9月分を 10月26日に実施をいたしました。

その検査の結果でございますが、現金の出納及び保管につきましては、各月の月末現在におけるところの各会計別歳出簿の現金額は、指定金融機関残高表の残高証明書原本とチェックをいたしました結果、その金額については相違ございません。それと支払証憑、書類その他関係諸帳簿と照合いたしました結果、何ら非違事項も認められず、すべて適正に処理をされておりましたことを御報告申し上げます。

以上でございます。

日程第4 議案一括上程

〇議長(壇 康夫君)

日程第4. 議案の一括上程を行います。

報告第2号及び第3号の2件、諮問第2号及び第3号の2件、認定第3号から認定第11号までの9件、議案第43号から議案第53号までの11件を一括議題とします。

日程第5 提案理由説明

〇議長(壇 康夫君)

日程第5. 市長の提案理由説明を求めます。西原市長。

〇市長(西原 親君)(登壇)

皆様おはようございます。本日ここに平成23年第4回みやま市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私御多忙の中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本会議に御提案いたします議案について説明申し上げます前に、今回行われた大阪 市長・大阪府知事選挙に関して、少し私見を申し述べたいと思います。

戦後、我が国は驚異的な経済成長を遂げ、先進国の仲間入りをいたしました。しかし、近年、さまざまな問題が露呈し、我が国は大きな曲がり角に来ているといっても過言ではないと思います。企業の海外進出による産業の空洞化、人口減少の進行、高齢化の進行、都市と地方の格差の拡大等が進行し、特に国では東京への一極集中、九州では福岡市への一極集中化が進み、国土の均衡ある発展は望むべくもなく、地方はますます疲弊していくのではないかと思います。

このようなとき、大阪維新の会に人々が託した期待は、今こそ地方もみずからの手で立ち上がろうとする市民の強い意志を示したものではないかと思います。我がみやま市も他の都市と同じく衰退の危機に直面しているのではないでしょうか。今や各自治体は生き残りをかけ厳しい競争と試練の時を迎えています。いかに市の活性化を図っていくのか、私たち為政者に託された大きな課題ではないでしょうか。そのためには守りの政治から脱却し、攻めの政治に転換していかなければなりません。今まさに市政も経営者的感覚を持って運営すべきだと強い信念を持って今後取り組んでいきたいと思いますので、何とぞ議員の皆様の御理解と御支援を心よりお願い申し上げます。

それでは、本議会に御提案いたしています議案について説明を申し上げます。

今議会に提案し、御審議をお願いいたします案件は、お手元に配付いたしております報告 第2号 平成22年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について から議案第53号 平成23年度みやま市水道事業会計補正予算(第1号)までの24件でござい ます。

まず、報告第2号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成22年度決算に基づくみやま市の健全化判断比率と資金不足比率について報告するものでございます。

財政の健全化判断比率の4つの指標につきましては、実質公債費比率が前年度より0.2ポイント減少し12.1%、また、将来負担比率は前年度から18.2ポイント改善して9.1%となるなど、国が示しております早期健全化の基準を大きく下回り、健全な状況でございます。健全な財政運営は市政運営の基本であり、公債費の削減など財政健全化の取り組みは引き続き推進してまいる所存でございます。

次に、報告第3号は、平成22年度みやま市決算に係る貸借対照表など財務4表を報告する ものでございます。

これは、平成18年の総務省の地方行革新指針により、新地方公会計モデルによる連結財務 書類の整備が要請され、一昨年度より議会に報告いたしておるものでございます。

新地方公会計モデルは、発生主義や複式簿記の考え方の導入を図って、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書の4表を標準形とするものでございますが、総務省の方式により作成をいたしております。内容につきましては、後ほど担当より御説明申し上げますが、市民への財務情報の開示と効率的な行政運営の資料にしてまいりたいと考えております。

次に、諮問第2号及び諮問第3号の2件につきましては、人権擁護委員候補を推薦するに 当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の御意見を伺うものであります。

竹迫千代子氏、末吉靖子氏の任期が平成24年3月31日で満了いたしますが、お2人とも高い見識を有しておられ、適任と考えておりますので、再任をお願いするものでございます。

次に、認定第3号から第11号までの9件につきましては、地方自治法第233条の規定により、平成22年度決算の認定をお願いするものでございます。

合併後4年となります平成22年度決算は、国の補正予算を活用しながら、産業の振興や 教育の充実、保健福祉の充実、そして、社会基盤の整備に重点を置いて取り組んでいます。 一般会計の決算規模は、歳入18,300,610千円、歳出17,234,340千円となり、前年度と比較しますと、歳入5.0%、歳出3.6%のそれぞれの増となっております。財政健全化の取り組みにつきましては、起債残高の縮減や基金への積み立てを行いながら、職員の削減など経費の節減に努めているところでございます。

財政の総合的指標であります経常収支比率は82.6%となり、前年度と比較すると5.1ポイント改善いたしております。引き続き財政改革を推進し、財政的な体力強化を図りながら、市民福祉の維持向上に努めてまいる所存でございます。

次に、議案第43号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院勧告を踏まえ、条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第44号 みやま市税条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るため、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、条例を改正するものでございます。

次に、議案第45号 みやま市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、児童の疾病の早期発見と治療を促進するとともに、保護者の負担軽減を図るため、乳幼児医療費の支給対象年齢を小学校就学前から小学校3年まで拡充する条例改正を行うものでございます。

次に、議案第46号 筑後地域消防通信指令事務協議会規約の制定に関する協議につきましては、筑後地域消防通信指令事務協議会規約を制定すること及び平成24年4月1日から筑後地域消防通信指令事務協議会を設置することについて、地方自治法第252条の2第1項の規定により、関係地方公共団体と協議したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第47号から第53号までの7件は、平成23年度予算の補正をお願いするものでご ざいます。

一般会計の補正予算(第4号)は、まず人事院勧告によるマイナス0.23%の給与改定や育児休業など職員の人件費を補正いたしています。

このほか、市立中学校再編計画に基づき、4つの小学校の統合に向け、設計管理委託料を 追加いたしております。平成26年4月開校を目指し、校舎を建設する計画でございます。ま た、市単独の子育て支援策として、乳幼児医療の公費負担を平成24年度から拡充することに いたしております。現行の小学校就学前までの制度を小学校3年まで拡大するものでござい ますが、今回、その準備経費を計上いたしております。

次に、農業振興にかかわる補助金を追加し、農業の担い手の育成やカントリーエレベーターの整備について助成することといたしております。

また、土木費につきましては、道路維持費や新設改良費を追加し、事故防止や市民の利便 性の向上に努めることといたしております。

このほか、光ファイバー網整備事業の実績見込みに応じた予算の減額や前年度決算の剰余金を活用した市債の繰上償還を計上いたしております。

続きまして、特別会計につきましては、人件費の補正のほか国民健康保険事業特別会計は、 被保険者証を世帯ごとから個人ごとに変更するための経費を計上いたしております。

また、介護保険事業特別会計は、保険給付費を追加いたしております。

以上が提案いたしております議案でございます。よろしく御審議の上、議決いただきます ようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

日程第6 報告第2号

〇議長(壇 康夫君)

日程第6.報告第2号 平成22年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、説明を求めます。吉開総務部長、お願いいたします。

〇総務部長(吉開忠文君)(登壇)

おはようございます。それでは、報告第2号 平成22年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の 規定によりまして、健全化判断比率と資金不足比率を議会に報告をするものでございます。 次のページでございます。

健全化判断比率報告書の4つの指標から、その概要を御説明いたします。

まず表の上段の数値は本市、みやま市の平成22年度決算に基づく数値でございます。また、 下の段の括弧書きの数値は、この基準を超えると健全化計画の策定が義務づけられる早期健 全化の基準を示すものでございます。

最初に、一番左の実質赤字比率でございますが、この比率は一般会計などを対象とした普通会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率をあらわしております。つまり、赤字額の一般財源に占める比率ということになります。決算が黒字の場合はこの比率がないというこ

とになります。本市の平成22年度普通会計の決算は869,120千円の黒字となっておりますので、実質赤字比率は該当がございません。

次に、連結実質赤字比率でございますが、これは上下水道など公営企業会計を含む全会計を対象とした連結の実質赤字額の標準財政規模に対する比率をあらわしております。本市の 平成22年度決算におけるすべての会計の収支は1,851,720千円の黒字となっておりますので、 連結実質赤字比率も該当はございません。

次に、3つ目の比率となっております実質公債費比率でございますが、これは普通会計が 負担する元利償還金など公債費決算額の標準財政規模に対する比率をあらわしております。 平成22年度は、前年度より標準財政規模がふえたことなどから前年度より0.2ポイント改善 し12.1%となっております。

次に、将来負担比率でございますが、この比率は普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を申し上げます。平成22年度の将来負担比率は、一般会計の地方債現在高が減少したことや基金残高が増加したことなどから、前年度より18.2ポイント改善して9.1%となっております。

次のページでございます。資金不足比率について御説明をいたします。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率をあらわしております。平成22年度は、水道事業会計から生活排水処理事業まですべて黒字となっており、資金不足が生じた会計はなく、資金不足比率は該当がありません。

本市の平成22年度決算は、いずれの指標も早期健全化の基準を大きく下回っておりまして、 健全な数値となっております。

以上、平成22年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率について御説明 をいたしました。よろしくお願いいたします。

〇議長(壇 康夫君)

続いて、監査委員の審査報告を求めます。平井監査委員、お願いいたします。

〇監査委員 (平井常雄君) (登壇)

それでは、財政健全化及び公営企業会計経営健全化並びに水道事業会計の経営健全化審査 の意見を申し上げます。

審査につきましては、健全化判断比率及び資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載されました書類を適正に作成されているかどうかを主眼として実施し、いずれも適正に作

成されているものと認められました。なお、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費 比率、将来負担比率につきましては、早期健全化基準を大きく下回っており、いずれも良好 な状態でございます。

また、資金不足比率につきましても経営健全化基準を下回っており、良好な状態でございます。詳細につきましては、お手元に配付されております意見書を御高覧いただきたいと存じます。

なお、今後も早期健全化基準及び経営健全化基準を超えることがないように、財政の健全 化に向けて努力をしていただくことを期待し、簡単ではございますが、平成22年度の審査意 見とさせていただきます。

以上でございます。

〇議長(壇 康夫君)

続いて質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

質疑なしと認めます。これで報告第2号 平成22年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

日程第7 報告第3号

〇議長(壇 康夫君)

日程第7.報告第3号 平成22年度みやま市決算に係る貸借対照表、行政コスト計算書、 純資産変動計算書及び資金収支計算書の報告について説明を求めます。吉開総務部長、お願 いします。

〇総務部長(吉開忠文君)(登壇)

それでは、報告第3号 平成22年度みやま市決算に係る貸借対照表、行政コスト計算書、 純資産変動計算書及び資金収支計算書の報告について、その概要について御説明を申し上げ ます。

この報告書は、総務省の地方行革新指針に基づきまして、平成22年度決算による財務4表 を作成いたしましたので、議会に報告をするものでございます。

本市では、いわゆる総務省方式改定モデルによりまして財務4表を作成いたしまして、一 昨年度から議会に報告をいたしておりますが、この総務省方式の改定モデルは、昭和44年度 以降の地方財政状況の調査のデータを活用し作成するものでございます。また、一般会計を 中心に作成した普通会計ベースと特別会計や公営企業、一部事務組合などを含めました連結 ベースの2種類を作成いたしております。

それでは、普通会計ベースの貸借対照表から概要を御説明いたします。

1ページをあけていただきたいと思います。

貸借対照表は、本市が住民サービスを提供するために保有している財産と、その財産をどのような財源で調達してきたかを示す一覧表となります。資産、負債及び純資産から構成され、左側を借方、右側を貸方と言います。

まず、借方には資産を表示し、公共資産、投資等、それから流動資産から構成をされております。昭和44年度以降取得した土地、建物を中心とした有形固定資産と出資金、貸付金、基金等でございます。普通会計で資産合計は66,830,950千円となります。

次に、右側の貸方は負債と純資産を表示しております。これからの世代が負担しなければ ならない借入金の状況や、現在までの世代負担の状況をあらわします。

負債は、地方債や市職員の退職手当引当金など将来に負担義務が発生するものでございます。負債合計は20,017,480千円となっております。

また、純資産は、民間企業の資本に当たるものですが、ここでは資産を形成した財源のうち、将来返済の必要がないものをあらわしています。資産から負債を差し引いた額の純資産の合計は、46,813,470千円となります。

次に、行政コスト計算書でございます。これは損益を計算するためのものではなく、本市 が平成22年度に行った行政活動のうち、資産の形成を除く行政サービスに係る経費と、その 行政サービスの直接の対価として得られた財源を比較させたものとなっております。

経常行政コストは14,069,860千円となりますが、本市の資産形成に結びつかない1年間の行政サービスのために要した経費を意味しております。また、使用料など行政サービス提供の過程で得られた受益者負担金を経常収益であらわし、448,670千円となっております。そして、経常コストと経常収益との差し引きであらわします純経常行政コストは、民間企業でいえば損益計算の利益とは異なりまして、地方税や地方交付税といった一般財源などで賄わなければならないコストをあらわしておりまして、13,621,180千円となっております。

次のページの純資産変動計算書について御説明をいたします。

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の部に計上されております数値が1年間でどの

ように変動したかをあらわす計算書でございます。純資産は今までの世代が負担していた部分ですが、1年間で今までの世代が負担してきた部分がふえたのか減ったのかがわかることになります。期末純資産残高は46,813,470千円で、期首と比較すると2,144,210千円増加をいたしております。公共資産等整備に投下された国県補助金等や一般財源が増加し、公共投資による資産の増加が多かったということをあらわしております。

次に、資金収支計算書について御説明を申し上げます。

これは一会計年度における資金の動きを示したものでございます。資金の出入りを経常的 収支の部、それから公共資産整備収支の部及び投資・財務的収支の部の3つの区分に分けて 表示いたしております。

経常的収支の部には、人件費や物件費などの支出と地方税、地方交付税などの収入を計上 し、日常の行政活動を行う資金収支の状況を示しております。

次に、公共資産整備収支の部には、公共資産の整備などによる支出とその財源である国県補助金等や地方債発行額などを計上し、公共事業に伴う資金の使途とその財源の状況を示しております。また、投資・財務的収支の部には、基金積立金、地方債償還額などの支出とその財源である貸付金回収額、基金取崩額などの収入を計上し、投資活動や借金の返済による資金の出入りの状況を示しております。

以上、普通会計の財務4表の概要を御説明いたしましたが、この普通会計に加え、特別会計や公営企業会計、また、現時点で連結可能な一部事務組合など関係団体を含めたものが連結財務4表となります。

以上、報告第3号 平成22年度みやま市決算に係る貸借対照表、行政コスト計算書、純資 産変動計算書及び資金収支計算書の報告を終わります。よろしくお願いいたします。

〇議長(壇 康夫君)

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。2番野田力議員。

〇2番(野田 力君)

今の一番最後の収支計算書のところなんですけれども、経常的収支の中の支出の部で、その他の収入が885,000千円ですか、その他の収入はどういった財源なのか、ちょっとそこいらを教えていただきたいと思います。

〇議長(壇 康夫君)

坂田企画財政課長補佐兼財政係長。

〇企画財政課長補佐兼財政係長(坂田良二君)

この経常的収支の収入の部は、自治体の一般財源でございます。ここには地方譲与税とか 県から交付されます自動車取得税交付金とか利子割交付金とかが該当いたしますので、よろ しくお願いいたします。

〇議長(壇 康夫君)

2番野田力君。

〇2番(野田 力君)

地方税の中に入れていなかったんですか。

〇議長(壇 康夫君)

坂田企画財政課長補佐兼財政係長。

〇企画財政課長補佐兼財政係長(坂田良二君)

国とか県から交付されるものでございまして、地方譲与税でございます。自動車重量譲与税とか(「譲与税」と呼ぶ者あり)譲与税です。国から交付されるものの収入と、それから、県から交付されます自動車取得税とか、利子割交付金とか、そういうものの収入でございます。

以上でございます。

〇議長(壇 康夫君)

2番野田力君。

〇2番(野田 力君)

そういったはっきりした項目でございますから、今後ははっきり明示したところで区分していただきたいと思っております。その他の収入といいましたら財源先が全然見えないわけです。そういうことで、ひとつお願い申し上げたいと思います。

〇議長(壇 康夫君)

坂田企画財政課長補佐兼財政係長。

〇企画財政課長補佐兼財政係長(坂田良二君)

この様式でございますけれども、冒頭、総務部長から説明がありました、総務省が作成いたしました総務省方式改定モデルというので、全国的に総務省が指示した様式でございまして、それに準じておりますので、説明は別途資料をつけるなりで説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〇議長(壇 康夫君)

2番野田力君。

〇2番(野田 力君)

そういう固定観念はないと思いますよ。そういった様式を定めとると思いますけれども、 市民の皆さんにわかりやすくするやつをいかがでも、どんなにでも改正できると思いますの で、国のほうがそんなことをおっしゃいましたら、ちょっとどういった見解なのかをお尋ね したいと思っております。

〇議長(壇 康夫君)

坂田企画財政課長補佐兼財政係長。

〇2番(野田 力君)続

ちょっと待ってください。課長補佐じゃなくて、そこいらは課長補佐が答弁するところじゃないんですよ、本当正直言って。

〇議長(壇 康夫君)

一たん課長補佐の意見を聞いて、それであれだったら上に確認したいと思います。

〇2番(野田 力君)続

それは私が言っているわけですよ。議長が言っているんじゃないんですよ。いわゆる責任者がですね、課長補佐というやつはよく御存じのとおりに、課長が答弁したり、部長が答弁をしたときに、何かが行き違いとか、ちょっと説明不足やったときはいいんですけれども、最初から課長補佐が答弁したら、こんな上の人がだれがどういうふうに聞くんですか。おかしいでしょう、議長、それは。

〇議長(壇 康夫君)

課長補佐がやると言えばいいわけでしょう。

〇2番(野田 力君)続

違いますよ。私が議員として聞いているんだから、議員としてどなたに聞きよるかと言われたら、私の意見を尊重して議長は采配すべきじゃないですか。あなたが今采配すべきじゃないでしょうもん。私は議員として、そういったやつは責任ある人が答弁するならば、その方に答弁していただきたいと。例えば、市長にお願いしたいなら市長と言いますけれどもね。こういった場合は何回も課長補佐が答弁する代物じゃないということを私は言っているんですよ。その他の収入って、大きな財源ですよ。そんなやつを国が1つのパターンを決めて、

本末をつくってそれが動かないとか、そういうことはあり得ません。そういったやつを議長が課長補佐に答弁させます、答弁させますと。議長、それは行き過ぎじゃないですか。だから、部長と言います……

〇議長(壇 康夫君)

ちょっと待ってください。議場は私が責任を持ってやりますので、ちゃんと質疑の内容を 言っていただければ、こちらはちゃんと執行部に答弁させますので。

〇2番(野田 力君)続

だから、僕は言っているじゃないですか。責任ある人を答弁してくださいと言っているじゃないですか。責任ある人を答弁させてくださいと今言ったじゃないですか。課長補佐は責任ありませんよ。あなたは何を言っているんですか。だから、総務部長なら総務部長にお願いしたいならば、総務部長が見解をされれば、私はそれなりに納得しますけれども、課長補佐が一つ一つ答弁したやつを私が納得するはずがないです。

〇議長(壇 康夫君)

わかりました。じゃ、答弁お願いします。吉開総務部長。

〇総務部長(吉開忠文君)

まず基本的な部分でございます。内容説明を分かりやすくしていくことについては、今後 努力をいたします。それから、この場に出席している者は、やはり議会のほうとも申し合わ せして、やっぱり分野、分野でより詳しい者に答弁をさせたほうが説明もはっきりしますし、 迷惑もかけないということで、これだけの陣容で一応出席をさせていただいております。

そういうことで、最終的な判断は当然上司のほうが判断をするということになりますけれ ども、ここの細かい説明の部分については担当のほうが説明をすることを御了承いただきた いというふうに私としては思います。

当初の質問ですけれども、もう少しこの中身を詳しくするような、わかるような、後ろのほうに最終決算の資料はつけておりますけれども、今御質問いただいた内容まで対応できるような内容にはなっていないということは思いますので、今後そういうわかりやすい資料をぜひ心がけたいというように考えております。よろしくお願いいたします。

〇議長(壇 康夫君)

2番野田力君。

〇2番(野田 力君)

すばらしく責任あることを総務部長から御答弁いただきました。それは今さっきどういったことやったかといいましたら、課長補佐は私が質問を求めたことに対して、ずっと反論が起こるわけですよ。反論をするということは市長が反論しておるようなことなんですよ。そういった意味で、私が厳しくそこいらは発言の責任者はだれなのかということで問うております。今さっき申し上げましたように、総務部長がああいうふうに高度な判断をされてわかりやすくしたいということをおっしゃっておるから、なるほどなと、今後はよくしていただくなと思って、私はよく了しますけれども、ああいうことであったらば大変なことですよ。よろしゅうございますか。

〇議長(壇 康夫君)

ほかに質疑ございませんか。1番田中信之君。

〇1番(田中信之君)

この貸借対照表というのは非常にいい試みだと思います。総務省もやっぱりそういうことで、地方自治体にお願いをしているというようなことで、より透明性があっていいというふうに私もそれを感心しています。その中で、特に資産の評価ですよね。資産の評価次第でこの書類、貸借対照表をつくれるということですけれども、公共資産の評価というのはだれがどういうふうにして査定しているのか、あるいは専門機関にお願いしているのか、あるいはほかの県とか、ほかの自治体も全部つくっていると思うんですけど、そこら辺の状況について教えてください。

以上です。

〇議長(壇 康夫君)

吉開総務部長。

〇総務部長(吉開忠文君)

先ほどちょっと野田議員から質問をいただきましたけれども、まず御了解をいただいて、 この部分は極めて、いわゆる公会計で専門的な分野でございますので、担当のほうから答弁 をさせていただくことを御了解いただきたいと思います。 (「議長、ちょっといいですか」 と呼ぶ者あり)

〇議長(壇 康夫君)

ちょっと待ってください。(発言する者あり) 今、1番議員の質問に対して、まず答えを ちょっと聞いて……(「進め方の関連なんですよ」と呼ぶ者あり)だから、1番議員のほう の答弁を聞いてから、いいですか。

坂田企画財政課長補佐兼財政係長。

〇企画財政課長補佐兼財政係長(坂田良二君)

申しわけございません。企画財政課の坂田から答えさせていただきます。

資産の部の公共資産の有形固定資産というのがございますけれども、総務部長の説明でも ございましたとおり、総務省方式改定モデルといいますのは、昭和44年度以降の地方財政状 況調査、いわゆる決算統計を活用して資産を評価するようになっております。ですから、取 得価格でございます。決算統計の取得価格をベースにしまして、土地の価格分を除いて減価 償却をするというやり方で資産を評価するということになっておりますので、御了解をお願 いいたします。

それから、売却可能資産というのが有形固定資産の中にございます。これは普通財産をここで評価して計上いたしておりますけれども、普通財産の評価に当たりましては固定資産評価をもとに、固定資産を7割で割り戻す方式——固定資産評価額は一般時価の7割ということで大体相場はされておりますので、地価を求める際には固定資産評価をもとにして、それを7割で割り戻す方式で普通財産を評価いたしまして、ここに計上させていただいております。

以上でございます。

〇議長(壇 康夫君)

1番田中信之君。

〇1番(田中信之君)

7割で割り戻すというのは、7掛けじゃなくて、あれでしょう。一般的に固定資産税評価額で出している資産というのはえらい実勢とはかけ離れて安い。例えば、相続税のあれとかじゃなくて。安うなっとろう。そこをもうちょっと割り戻しの意味をよろしく。

〇議長(壇 康夫君)

坂田企画財政課長補佐兼財政係長。

〇企画財政課長補佐兼財政係長(坂田良二君)

固定資産評価額が大体売却実質計画といいますか、実際の時価の7割ぐらいになっている と。固定資産評価額は時価の大体7割ぐらいになっているということで解釈されておりまして、これは時価で評価するということにしまして、7割で割り戻す。だから、時価に近い金 額で評価して、そこに計上するというやり方にいたしております。ちょっと説明があれですけれども…… (「時価ということやな」と呼ぶ者あり)時価に近い額を(発言する者あり)はい、時価に近い額にするために7割で割り戻してふやしたということでございますので、よろしくお願いします。

〇議長(壇 康夫君)

よろしいですか。1番田中信之君。

〇1番(田中信之君)

はい、わからんときは、またお伺いしますので、よろしく教えてください。

〇議長(壇 康夫君)

2番野田力君。

〇2番(野田 力君)

議事の進め方、答弁の仕方でございますが、今さっき責任のある人は市長から部長なんですよね、本当の責任のある方。そして、その部長がどうしてもここいらは専門的になってくるから担当課長に答弁させますというたときに担当課長が出るわけですよ。担当課長がどうしても説明ができないときは、普通は議会に対する発言権、本当は課長補佐以下はないんですけれどもね。そういったときにまた課長が、そこいらは詳細に当たりますので課長補佐に答弁させてくださいということに順序としましてはなると思います。そうしないと、担当課長はおる意味がなくなってくるんですよ。

そういった問題を日ごろから勉強していただいて、議員は重要なポイントだけしか聞かれません。だから、ポイントを聞いていなかったらば、部長とか課長さんたちはそういったやつを勉強されていないかなと思うんですよ。そういった認識をしっかり議長は持ってもらわないと、手を挙げた人を自動的に当てると、議長としてそれはふさわしくないと思いますよ。そこいらをよく、私はそういったことを進言いたしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

〇議長(壇 康夫君)

はい、承知いたしました。

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

質疑なしと認めます。

これで報告第3号 平成22年度みやま市決算に係る貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書の報告について終わります。

日程第8 諮問第2号

〇議長(壇 康夫君)

日程第8. 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を求めます。 西原市長、お願いいたします。

〇市長(西原 親君)(登壇)

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、竹迫千代子氏の任期が平成24年3月31日で満了いたしますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、人権擁護委員の候補者として再度、竹迫千代子氏を法務大臣に推薦したいので、議会の御意見を賜りますよう諮問するものであります。

竹迫千代子氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載いたしておりますように、識見 を有し、当該候補者に最適な方と考えております。

御審議の上、御意見を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

〇議長(壇 康夫君)

お諮りします。本件については適任であるという意見を答申したいと思いますが、御異議 ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

異議なしと認めます。よって、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、適任 であるという意見を答申することに決定しました。

日程第9 諮問第3号

〇議長(壇 康夫君)

日程第9. 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を求めます。 西原市長。

〇市長(西原 親君) (登壇)

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、末吉靖子氏の任期が平成24年3月31日で満了いたしますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、人権擁護委員の候補者として再度、末吉靖子氏を法務大臣に推薦したいので、議会の御意見を賜りますよう諮問するものであります。

末吉靖子氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載いたしておりますように、識見を 有し、当該候補者に最適な方と考えております。

御審議の上、御意見を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

〇議長(壇 康夫君)

お諮りします。本件については適任であるという意見を答申したいと思いますが、御異議 ございませんか。5番瀬口健君。

〇5番(瀬口 健君)

末吉さんの場合の略歴、これが福岡県立高校卒業となっておるんですが、竹迫さんの場合は福岡学芸大学まで書いてあるんですよ。どういう意図か、ちょっとそこら辺、説明いただけませんか。こういうふうな書き方で今から通していくのかどうかですね。

〇議長(壇 康夫君)

西原市長。

〇市長(西原 親君)

市民生活部長から答弁させますので。

〇議長(壇 康夫君)

松尾市民生活部長。

〇市民生活部長(松尾俊成君)

それでは、お答え申し上げます。

略歴につきましての表示でございますけれども、これは当局と協議しました結果、高校卒業の方につきましては高校卒業ということで統一したいというお話をいただきましたので、 このような提案の方式になった次第でございます。

以上でございます。

〇議長(壇 康夫君)

5番瀬口健君。

〇5番(瀬口 健君)

前回もこういう書き方だったか、ちょっと私は記憶ございませんが、高校卒業の場合、こ ういう書き方だったのか。今度から変わったのか、前回からか、そこら辺だけちょっと教え ていただけませんか。直接いいですよ。

〇議長(壇 康夫君)

松尾市民生活部長。

〇市民生活部長(松尾俊成君)

私も前回というのを記憶いたしておりませんけれども、今回出す分につきましてはこうい う方式でしたいということで議案提案当局と協議した次第でございます。

以上でございます。

〇議長(壇 康夫君)

5番瀬口健君。

〇5番(瀬口 健君)

今回からは県立高校卒業の場合は高校名を上げずにこういう書き方でいくということの確認をしてよございますね。(「はい」と呼ぶ者あり)大学卒業の場合は大学の校名を書く、 高校卒業の場合は高校名は書かないということで確認をよございますか。直接いいですよ。

〇議長(壇 康夫君)

西原市長、いいですか。

〇市長(西原 親君)

私はよくわからないんですけど、私はどっちでもいいと思うけどなと思いますけど、そういうふうなことで合意を得ているなら、県立高校卒ということに書きかえと。どうしても差し支えなかった場合は校名を書いても別に問題はないと思いますけどね。いずれどうするかと検討いたしておきます。(発言する者あり)合意できている。できているなら合意のとおりにやりたいと思いますから、よろしくお願いします。

〇議長(壇 康夫君)

そしたら、どういうふうな取りまとめで、どなたか答弁をよろしくお願いします。高野副市長。

〇副市長(高野道生君)

では、私のほうから報告をさせていただきます。

ただいま部長が申し上げましたように同意が取れておりますので、今後は高卒の場合は福

岡県どこどこという学校名を入れずに、高校卒業ということで統一をさせていただきたいと 思います。大学卒についてはどこどこ大学卒ということで報告をさせていただくということ でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

〇議長(壇 康夫君)

よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りします。本件については適任であるという意見を答申したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

異議なしと認めます。よって、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦については、適任 であるという意見を答申することに決定しました。

日程第10 認定第3号

〇議長(壇 康夫君)

日程第10. 認定第3号 平成22年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、 日程第18. 認定第11号 平成22年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定についてまで の9件について提案理由の説明を求めます。吉開企画財政課長、お願いします。

〇企画財政課長(吉開 均君) (登壇)

おはようございます。認定第3号から認定第11号までの平成22年度みやま市一般会計と特別会計の決算の認定につきまして、決算数値並びに主要な施策の概要を一括して御説明申し上げます。

なお、決算数値につきましては端数を切り捨て、万円単位で御説明いたしますので、よろ しくお願いしたいと思います。

まず、認定第3号 平成22年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。資料は主要な施策の成果説明書をごらんください。

まず、4ページをお願いいたします。

平成22年度みやま市一般会計の歳入決算額は183,610千円、歳出決算額は17,234,340千円となり、歳入歳出差引額は1,066,270千円でございます。これから翌年度に繰り越すべき財源179,690千円を差し引いた実質収支は886,570千円の黒字となります。歳入歳出決算額を前年度と比較いたしますと、歳入決算額は5.0%、歳出決算額は3.6%のそれぞれ増加となって

おります。

それでは、歳入決算の概要について御説明いたします。成果説明書4ページ、下の表をごらんいただきたいと思います。

1款. 市税の決算額は3,325,190千円となり、前年度比較1.9%の減となっています。これは所得の減少などにより個人市民税が5.7%の減、また法人市民税も12.3%減少したことによるものでございます。

次に、2款. 地方譲与税から11款. 交通安全対策特別交付金までは、国や県からそれぞれの制度に基づき交付されるものでございます。景気後退という厳しい経済状況などから、前年度と比較しますと減少した科目が多くなっております。

10款. 地方交付税は、前年度と比較いたしまして8.6%の大幅な増額となり、決算額は6,721,000千円でございます。普通交付税の算定において、雇用対策・地域資源活用臨時特例費が創設されたことなどによりまして増額となっております。

続きまして、14款. 国庫支出金の決算額は3,138,960千円となり、前年度比較20.6%の増でございます。子ども手当国庫負担金459,280千円などがあったことによるものでございます。

次に、15款. 県支出金は1,213,430千円の決算額となっております。前年度比較0.7%減のほぼ横ばいとなっております。

続きまして、18款. 繰入金は22,310千円の決算額でございます。対前年度87.4%の減となっておりますが、前年度に山川中学校校舎改築に伴い教育振興基金を110,000千円取り崩していたことによるものでございます。

次に、21款. 市債は、決算額1,304,550千円、前年度比較25.1%の増となっています。地方交付税の代替措置であります臨時財政対策債がふえたことによるものでございます。

続きまして、歳出決算について概要を御説明いたします。成果説明書の17ページをごらんください。

まず、2款. 総務費は、決算額2,142,220千円、前年度比較17.2%の減となっています。 前年度に定額給付金給付事業費があったことから大幅に減少をいたしております。

続きまして、3款. 民生費は5,683,420千円の決算額でございます。前年度と比較しますと11.3%の増となっております。国の政権交代により子ども手当が始まったことなどにより増額となっております。

次に、4款. 衛生費は、決算額947,770千円、前年度比較6.6%の減となっております。ご み処理施設やし尿処理施設の補修工事が前年度に大きかったことなどによるものでございま す。

次に、5款. 労働費は41,400千円の決算額となっております。緊急雇用対策事業の増により、前年度比較117.1%の大幅な伸び率となっております。

続きまして、6款.農林水産業費につきまして御説明いたします。農林水産業費の決算額は1,869,600千円、前年度と比較しますと14.7%の増となっております。道の駅・特産品直売所整備事業費などにより増額となったものでございます。

次に、7款. 商工費は228,710千円の決算額となっております。前年度比較ほぼ横ばいの 0.1%減でございますが、プレミアム商品券補助事業などが主なものとなっております。

続きまして、8款. 土木費は、決算額1,155,140千円、前年度比較30.1%の大幅な増となっております。道路新設改良費の増や公営住宅建設用地を購入したことなどにより増額となっております。

次に、9款.消防費は648,620千円の決算額となっております。前年度比較18%の減となっております。前年度に高規格救急車の購入事業や出張所建設があったことなどにより減額となっております。

続きまして、10款. 教育費について御説明いたします。10款. 教育費の決算額は2,408,540 千円、前年度比較4.8%増となっております。山川中学校改築工事や耐震補強事業費、また グラウンド改修工事が主なものでございます。

次に、11款. 災害復旧費は、決算額31,200千円、前年度比較10.9%の減でございます。

また、12款.公債費は、前年度より1.6%増加して、決算額1,878,330千円となっております。過疎債の償還額が増加したことなどによるものでございます。

続きまして、認定第4号 平成22年度みやま市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の 認定について御説明いたします。成果説明書182ページから183ページをごらんください。

みやま市国民健康保険事業特別会計は、歳入決算額5,665,980千円、歳出決算額5,412,570 千円、歳入歳出差引額は253,410千円の黒字となっております。前年度と比較いたしますと、 歳入決算額は1.1%の減、歳出決算額0.3%の増でございます。

歳入決算額のうち、1 款. 国民健康保険税1,104,750千円、3 款. 国庫支出金1,578,200千円、5 款. 前期高齢者交付金953,640千円が主なものでございます。

また、歳出決算額は、2款. 保険給付費3,745,870千円、3款. 後期高齢者支援金等514,420 千円、7款. 共同事業拠出金765,010千円が主なものでございます。

次に、認定第5号 平成22年度みやま市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。成果説明書194ページをお願いいたします。

老人保健医療制度は、平成20年4月から後期高齢者医療制度に移行し、平成22年度末をもって特別会計を廃止しています。平成22年度決算は、医療機関への過誤請求による返納が主なものとなっております。歳入決算額3,040千円、歳出決算額3,040千円、歳入歳出差引額はゼロでございます。

続きまして、認定第6号 平成22年度みやま市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認 定について御説明いたします。成果説明書196ページでございます。

平成20年4月に創設されました後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を対象に都道府 県単位で設立された広域連合が実施主体となっております。市町村の特別会計では保険料の 収納業務や窓口業務を行っております。

歳入決算額537,960千円、歳出決算額536,600千円、歳入歳出差引額は1,350千円の黒字となっております。

歳入決算は、1款.後期高齢者医療保険料353,550千円、歳出決算は2款.後期高齢者医療広域連合納付金516,550千円が主なものでございます。

次に、認定第7号 平成22年度みやま市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。成果説明書199ページ下の表をごらんいただきたいと思います。

介護保険事業勘定の歳入決算額4,095,610千円、歳出決算額4,010,960千円、歳入歳出差引額は84,640千円の黒字となっています。前年度と比較いたしますと、保険給付費の増加などにより歳入決算額1.8%の増、歳出決算額2.1%の増でございます。

歳入決算額は、1 款. 介護保険料650,030千円、4 款. 支払基金交付金1,153,410千円、歳 出決算額は2 款. 保険給付費3,784,130千円が主なものでございます。

次に、介護サービス事業勘定につきまして、歳入決算額26,090千円、歳出決算額19,570千円、歳入歳出差引額は6,510千円の黒字でございます。

続きまして、認定第8号 平成22年度みやま市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認 定について御説明いたします。成果説明書204ページでございます。

歳入決算額は248,060千円、前年度比較16.7%の減、歳出決算額は241,190千円、前年度比

較17.1%の減となり、歳入歳出差引額は6,860千円の黒字となっております。

歳入決算は5款. 繰入金92,100千円、8款. 市債82,300千円が主なものでございます。

また、歳出決算額は、2款. 下水道費が176,120千円、3款. 公債費59,720千円が主なものとなっております。

続きまして、認定第9号 平成22年度みやま市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の 認定について御説明いたします。成果説明書210ページでございます。

歳入決算額は50,160千円、歳出決算額は46,400千円、歳入歳出差引額は3,750千円の黒字となっております。

歳入決算は、2款. 使用料及び手数料11,380千円、5款. 繰入金34,660千円、歳出決算は 2款. 農業集落排水費11,280千円、3款. 公債費27,690千円が主なものでございます。

次に、認定第10号 平成22年度みやま市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。成果説明書216ページでございます。

歳入決算額は373,960千円、歳出決算額は367,420千円、歳入歳出差引額は6,530千円の黒字となっております。前年度と比較しますと、浄化槽設置基数が増加したことなどにより歳入15.3%、歳出15.6%それぞれ増加をいたしております。

歳入決算は、2款. 使用料及び手数料124,860千円、3款. 国庫支出金81,910千円、また 歳出決算は2款. 施設管理費119,440千円、3款. 施設整備費165,160千円となっております。 続きまして、認定第11号 平成22年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定について でございます。成果説明書は222ページでございます。

平成22年度決算も事業計画がございませんでしたので、歳入決算額の前年度繰越金の80千円のみとなっており、歳入歳出差引額は80千円の黒字でございます。

以上、認定第3号から認定第11号まで平成22年度の歳入歳出決算の認定につきまして、概要の説明を終わります。よろしく御審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

〇議長(壇 康夫君)

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時を予定していますので、よろしくお 願いします。

午前10時45分 休憩午前11時01分 再開

〇議長(壇 康夫君)

休憩を閉じて再開いたします。

続けて、監査委員の審査意見を求めます。平井監査委員、お願いいたします。

〇監査委員(平井常雄君)(登壇)

それでは、決算審査意見を申し上げます。

今回の決算審査の対象は、平成22年度みやま市一般会計歳入歳出決算から、用地特別会計 決算までの9会計でございます。

決算規模といたしましては、一般会計が歳入決算額18,300,612,885円、歳出決算額17,234,341,711円で、差し引き額といたしましては1,066,271,174円でございます。

国民健康保険事業等の特別会計の合計額の歳入決算額は11,000,987,539円、歳出決算額が10,637,802,415円で、差し引き額といたしましては363,185,124円となっております。

一般会計と特別会計の合計額は、歳入決算額が29,301,600,424円、歳出決算額が27,872,144,126円で、差し引き額といたしましては1,429,456,298円で、いずれの会計も黒字決算となっております。

以上が平成22年度の決算規模でございますが、決算の概要につきましては、お手元に配付されております決算審査意見書に記載をいたしておりますので、御高覧をいただきたいと思います。

なお、審査は一般会計及び特別会計を10月4日から11月2日の間に実施いたしまして、すべての課等について決算書及び成果説明書を中心に行い、その中で申し上げてまいりました主なものを報告させていただきます。

まず、1番目に市税等の徴収でございますが、収入未済額につきましては、前年度と比較 して9.2%減少しており、その解消に向けた努力の跡がうかがえるところでございます。

市の財源である市税、国民健康保険税及び負担金、使用料などの徴収事務につきましては、今後も税等の公平性を保つ意味からも、その実態と内容に検討を加え、悪質な滞納者に対しては、法令の規定等にのっとり、強い姿勢をもって徴収に当たられ、収入未済額の解消に向けて、なお一層の努力を望むものでございます。

2番目に、予算の流用及び充用でございますが、いずれも関係法令等に基づいた適正な執 行がなされておりますが、予算編成に当たっては、より慎重を期されることを望むものでご ざいます。

3番目に、不用額についてでございますが、不用額の大部分は執行残に伴うものでござい

まして、年度途中において著しく不用額が見込まれるものにつきましては減額補正を行い、 財源の有効活用を図り、経費節減にも努力されるよう望むものでございます。

4番目に、入札、契約関係でございますが、入札、契約につきましては、財務規則等に基づき適正な処理がなされておりますが、慎重を期し、さらに万全の措置を講じられるよう望むものでございます。

以上、各会計について監査意見を申し上げましたが、今後も最少の経費で最大の効果を上げ、合併によるところの経費面での効果を明確、また、かつ具体的にあらわすことが大切であると考えておるところでございます。なお一層の研さんを望むものでございます。

以上で決算審査意見の報告を終わります。

〇議長(壇 康夫君)

ただいまから平成22年度決算審査に入りますが、今後17名で構成する決算審査特別委員会 を設置し審議することにいたしておりますので、質疑については簡潔にお願いします。

質疑は認定第3号から認定第11号まで、一括して行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第3号から認定第11号までの9件は、 17人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたい と思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

御異議なしと認めます。よって、認定第3号から認定第11号までの9件は、17人の委員で 構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において1番田中信之君、2番野田力君、3番上津原博君、4番荒巻隆伸君、5番瀬口健君、6番川口正宏君、7番坂田仁君、8番近藤新一君、9番梶山忠男君、10番中尾眞智子君、12番小野茂樹君、13番中島一博君、14番坂口孝文君、15番井手敏夫君、16番宮本五市君、17番牛嶋利三君、18番河野一昭君、以上17名の諸君を指名します。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました17名の諸君を、決算審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

日程第19 議案第43号

〇議長(壇 康夫君)

日程第19. 議案第43号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。吉開総務部長、お願いします。

〇総務部長(吉開忠文君)(登壇)

議案第43号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提 案理由の説明を申し上げます。

本件は、ことし9月の人事院勧告を踏まえ、条例の改正をお願いするものでございます。

人事院勧告の主な内容は、年間平均給与を約15千円、0.23%減額をするもので、月例給については、民間の給与水準を上回っている50歳代を中心に、40歳代以上を念頭に引き下げるもの、また、期末勤勉手当については改定を見送るものとなっております。

具体的な改正内容は、第1に月例給の民間との格差は899円、マイナス0.23%でございます。

給料表について、50歳代が在職する号給を最大で0.5%の減額、40歳代後半層が在職する 号給を0.4%減額し、40歳代前半層が在職する号給で収れんするよう減額改定を行うもので ございます。

あわせまして、給与条例附則第3項の規定による給料月額、これは経過措置額でございま す。これについても引き下げを行うものでございます。

それから、第2に、年間給与で民間との均衡を図る観点から、4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る格差相当分を解消するために、4月以降支給されました給料、扶養手当、管理職手当及び住居手当の合計額の0.37%と、6月支給の期末勤勉手当の合計額の0.37%を12月の期末勤勉手当において減額調整を行うこととするものでございます。

以上の改正は、平成23年12月1日から適用するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

〇議長(壇 康夫君)

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。1番田中信之君。

〇1番(田中信之君)

人事院勧告に従っての改正だというふうに思いますけれども、これは何というかな、普通、 給料アップのときは4月からだったかな、さかのぼって上げたりしていましたよね。下げる ときも、さかのぼって下げた経験があるんですけど、今回はそこら辺はどうなっているのか な。さかのぼって下げる、上がる、どうする。

〇議長(壇 康夫君)

江﨑総務課長。

〇総務課長 (江﨑昌昭君)

今回の改正でございます。

12月1日が施行日になっておりまして、条例改正の別表の部分で、給料表の改正については、適用については12月1日になります。したがいまして、12月から12、1、2、3、4カ月が減額支給ということになりますが、人事院勧告によりますと、民間との均衡を失しないように0.37%の減額を、いわばさかのぼって4月1日から6月の一時金も含めて減額部分を計算して、12月支給の期末手当から減らすということになっておりますので、今回12月1日が一時金の基準日になりますので、11月29日、この時期に条例改正をお願いしている次第でございます。

以上です。

〇議長(壇 康夫君)

よろしいですか。

ほか、質疑ございませんか。2番野田力君。

〇2番(野田 力君)

ちょっと教えていただきたいと思っておりますが、民間との格差ということで0.37%の関係が出てきたわけでございますが、多分、人事院勧告は全国の大体企業としては大きな企業が対象になっておるような感じですが、問題は私たちがみやま市に住んでいて、みやま市の関係の企業の皆さんたちとの差がどうなのかなとか、そこが一番よく聞かれるわけでございます。そこいらはどういうふうに理解して、どういうふうに考えたらいいのか、そこいらを教えていただきたいなと思っております。

要するに、みやま市内の企業の関係の賃金ベースと、国が言っている民間の賃金ベースで すね、そこいらと我々市役所の職員のベースとの関係をどういうふうに説明していったらい いのかなと、そこいらをちょっと御指導お願いしたいと思っております。

〇議長(壇 康夫君)

江﨑総務課長。

〇総務課長(江﨑昌昭君)

人事院勧告の経過を若干触れさせていただきますと、平成16年までの勧告は、事業所規模がかなり大きい事業所の給与実態を調査した上で国家公務員との差を勧告すると。高ければ国庫公務員も給与勧告をすると、低ければ下げるというふうなことでございましたけれども、平成17年の人事院勧告におきまして、地域でやっぱり賃金水準が低い部分があるということを踏まえて、全国共通に適用される給与表、俸給表ですね、今私どもが使っている給料表でございますが、これは全国の賃金水準の中で一番低い水準の地域の表に合わせるということで、17年に平均4.7%の減額ということで、給与水準、地域間給与配分の見直しということで実施がされました。

じゃ、あと国はどういうふうな対応したかといいますと、東京では18%の地域手当を上増しする、それから、かつて大牟田とかも、昔調整手当というふうに言っていましたけれども、3%ございましたけれども、こういう部分をゼロにするとか、福岡市とか、そういう部分で3%とか――現在ですね、そういうふうに都市の状況、要するに物価の状況に応じて、いわゆるベースとなった部分に上積みをしていくというふうな賃金、給与の考え方に変わっておりまして、ベースとなる部分は日本の賃金――人事院勧告が調査した結果、県の水準の一番低いところに位置づけられているというふうなことになっております。

それから、各県の人事委員会で調査した内容が、その人事委員会勧告でございますけれど も、そのことがベースになって国の、いわゆる給与ベースにつながってきたというふうな状 況にございます。

以上です。

〇議長(壇 康夫君)

2番野田力君。

〇2番(野田 力君)

国の人勧のベースと県の人勧のベースですたいね、県のほうでまた出していると思います

が、それと独自にみやま市としてどういうふうな調査をされたのか、されていないのか、調査されていないなら、どういうことで調査されていないのか、そこいらがちょっと見えないものですから、賃金のベースを下げろということじゃありません、まだ。そういう話じゃなくて、市民の皆さんに、どういうふうに説明していったがいいかということが、私たちの議員としての役割でございますので、そこいらをわかりやすく、もう少しかみ砕いて御説明をお願いしたいと思っております。

〇議長(壇 康夫君)

江﨑総務課長。

〇総務課長(江﨑昌昭君)

まず、本市で賃金実態調査の状況でございますが、これは調査した経過、過去も現在もご ざいません。

国の調査といいますのは、人事院が主になってやるわけですけれども、県内の事業所を対象とした部分については、県の人事委員会が行うと、そのように各県の情報を積み上げた上で、国の人事院のまとめになっていくというふうなことになっております。

この調査については、県内でも、あるいは全国の団体、自治体が独自に調査をするという ふうなことでのことは聞いたことがございませんし、私たちのほうで独自の調査ができるか どうかというのも、これは権限の問題とも重なると思いますけれども、非常に難しい、困難 ではないかというふうに考えられます。

〇議長(壇 康夫君)

いいですか。2番野田力君。

〇2番(野田 力君)

大体、薄々感じるわけでございますが、それではちょっとなかなか納得できないんですけれども、国のベースの一番最低のところで合わせておるということでございます。

人件費については、しっかり西原市長初め、注目したところで執行されておるようでございますので、それは了といたしまして、よございましたら職員皆さん、私たちも同じですけれども、いいサービスを、行政サービスを市民の皆様に一生懸命やれば、賃金のベースよりも、そちらのほうがよく理解されると思っておりますので、ひとつ職員の皆さんたちも、私たちも同じでございますが、頑張っていって、いいサービスを受けていただきますように、職員の皆さんにもお願い申し上げたいと思っています。よろしくお願いいたします。

〇議長(壇 康夫君)

答弁はよろしいですか。(「はい、いいです」と呼ぶ者あり) ほかに質疑ありませんか。5番瀬口健君。

〇5番(瀬口 健君)

今回の給与改正によって、職員の方はもうこれでわかるんですが、市の関係する職場の 方々への影響というのがあるかなかかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

〇議長(壇 康夫君)

江﨑総務課長。

〇総務課長 (江﨑昌昭君)

今回の人事院勧告、それが職員の給与の改正に伴って非常勤特別職、あるいは臨時職員の 給与の改正については、現在のところ改正する予定はございません。

〇議長(壇 康夫君)

よろしいですか。ほかございませんか。(「もう1点聞くことが……」と呼ぶ者あり)発言する者あり)2番はもう3回終わっています。1番田中信之君。(発言する者あり)ではほか、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

ほかに質疑なしと認め、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。

議案第43号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第43号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第43号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(壇 康夫君)

起立多数です。よって、議案第43号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第44号

〇議長(壇 康夫君)

日程第20. 議案第44号 みやま市税条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。松尾市民生活部長、お願いします。

〇市民生活部長(松尾俊成君)(登壇)

議案第44号 みやま市税条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明 を申し上げます。

本件は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税 法等の一部を改正する法律が今年6月30日に公布、施行されたことに伴い、みやま市税条例 について、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容は、個人住民税における寄附金、税額控除の適用下限額の引き下げ並びに 個人住民税等の不申告に関する罰則の見直しを行うものでございます。

資料を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決いただきますようお願い申し 上げます。

〇議長(壇 康夫君)

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第44号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

異議なしと認めます。よって、議案第44号は、厚生常任委員会に付託することに決定しま した。

日程第21 議案第45号

〇議長(壇 康夫君)

日程第21. 議案第45号 みやま市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。松尾市民生活部長、お願いします。

〇市民生活部長(松尾俊成君)(登壇)

議案第45号 みやま市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明をいたします。

本件につきましては、みやま市における少子化対策及び定住化の促進を図るため、現行の 乳幼児医療費支給対象年齢を、小学校就学前から小学校3年生まで拡大するものです。

この乳幼児医療費の助成制度は、福岡県の制度として昭和49年10月より実施され、平成20年10月の改正により現在の小学校就学前の乳幼児まで対象年齢等の拡充が行われてまいりました。

今回、さらにこの制度をみやま市単独事業として小学校3年生まで拡充することにより、 保護者の負担軽減を図るとともに、疾病の早期発見と治療を促進し、もって児童の保健の向 上と福祉の増進を図ることといたしました。

今回、提案いたします小学校3年生までの対象年齢引き上げにつきましては、市の財政状況及び近隣等の状況等も検討した結果でございます。

よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

〇議長(壇 康夫君)

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第45号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

異議なしと認めます。よって、議案第45号は、厚生常任委員会に付託することに決定しま した。

日程第22 議案第46号

〇議長(壇 康夫君)

日程第22. 議案第46号 筑後地域消防通信指令事務協議会規約の制定に関する協議について、提案理由の説明を求めます。塚本消防長、お願いします。

〇消防長(塚本哲嘉君)(登壇)

議案第46号 筑後地域消防通信指令事務協議会規約の制定に関する協議について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、久留米広域市町村圏事務組合、大牟田市、柳川市、八女地区消防組合、筑後市、 大川市、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合及びみやま市において、共同して消防通信指令事 務を管理し及び執行するため、筑後地域消防通信指令事務協議会規約を制定すること及び平 成24年4月1日から筑後地域消防通信指令事務協議会を設置することについて、地方自治法 第252条の2第1項の規定により、関係地方公共団体と協議したいので、同条第3項の規定 により議会の議決をお願いするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決いただきますようお願い申し 上げます。

〇議長(壇 康夫君)

これより質疑を行います。質疑はありませんか。1番田中信之君。

〇1番(田中信之君)

消防の広域行政というんですか、これは、ずっと以前からも取りざたされていたというふうに思いますけれども、今回、通信指令ですか、この事務を統合するということで、結構なことだと思いますけれども、こういったことをすることによって、どれくらいの人間というかな、削減可能なのか、その目安というとがあるんですか。

当然、合併すれば人間を減らしていいと思うんですけど、そこら辺のことについて、出ていれば……。今後決めていくのかね、目安みたいなものはありますか。

〇議長(壇 康夫君)

塚本消防長。

〇消防長 (塚本哲嘉君)

人員の削減ということで、当本部ではプラス・マイナス・ゼロという形になっております。 どうしてかと申しますと、通信指令員が各2中隊ございますけど、片方で指令員が2名、 片方指令員2名ということになっておりますので、2名を今度共同運用するところに派遣す るようにしております。

ただ、1名指令を出した段階で、消防隊のほうに入れて活動できるという可能性もございます。 (発言する者あり) そうです、これから先、また話し合っていくことになっております。

〇議長(壇 康夫君)

1番田中信之君。

〇1番(田中信之君)

たくさんの自治体から出向というんですか、それをされると思うんですけれども、やはり 適切な規模というのはあると思うんですけどね。だから、多過ぎてもこれは指令室だけがた くさんふえると思うんで、できるだけその削減の方向、ほかの自治体——全国のあれを見て、 削減の方向でやっていただきたいということで、ちょっと御要望です。

〇議長(壇 康夫君)

答弁はいいですね。 (「いいです」と呼ぶ者あり)

ほか、質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第46号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

異議なしと認めます。よって、議案第46号は、厚生常任委員会に付託することに決定しま した。

日程第23 議案第47号

〇議長(壇 康夫君)

日程第23. 議案第47号 平成23年度みやま市一般会計補正予算(第4号)について、提案理由の説明を求めます。吉開企画財政課長、お願いします。

〇企画財政課長(吉開 均君) (登壇)

議案第47号 平成23年度みやま市一般会計補正予算(第4号)について、御説明いたします。

平成23年度みやま市一般会計補正予算(第4号)は、歳入歳出それぞれ638,445千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17,983,619千円といたしております。

まず、債務負担行為の補正は、市立小中学校再編計画に基づき、統合小学校の建設にかかわる設計管理委託料を追加いたしております。

また、変更は光ファイバー網整備事業の実績見込みに応じて、翌年度支払い見込み額を変 更するものでございます。

次に、地方債の補正は、光ファイバー網整備事業と過疎対策事業の減額と市道下庄上小川 南大木線の事業費の追加による道路橋りょう整備事業の変更を計上いたしております。

続きまして、歳入予算の主なものについて御説明いたします。

10款、地方交付税は、一般財源の額を調整し計上いたしております。

また、12款1項1目. 民生費負担金は、保育所入所にかかわる保護者負担金を追加いたしております。

次に、14款1項1目.民生費国庫負担金は、歳出予算と連動して社会福祉費負担金と児童 福祉費負担金を追加いたしております。

また、14款2項3目.土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金を追加いたしておりますが、市道下庄上小川南大木線の改良事業によるものでございます。

次に、14款3項2目.民生費委託金は、子ども手当の制度改正に伴う事務費委託金でございます。

続きまして、15款. 県支出金でございますが、国庫支出金と同様に歳出予算と連動して計上いたしております。

15款1項1目.民生費県負担金は、障害者福祉と児童福祉にかかわる県負担金を追加いたしております。

15款2項1目.総務費県補助金の避難活動コミュニティ育成強化事業助成金は、自主防災組織を育成し、必要な備品を貸与する事業によるものでございます。

また、15款2項5目.農林水産業費県補助金は、園芸農業の持続的な発展を目指す活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金や農業の高性能機械の導入を支援する水田農業担い手機械導入支援事業費補助金を追加いたしております。

次に、19款. 繰越金は、前年度決算に応じ、補正予算の一般財源を計上いたしております。 また、20款. 諸収入は、市町村振興協会、市町村交付金を計上いたしております。サマー ジャンボ宝くじの収益金について、財団法人福岡県市町村振興協会が積み立てていたものの うち、県全体で100億円が交付されるものでございます。今年度は、県内市町村に1億円ず つ配分されております。その使途でございますが、地方財政法第32条に規定する事業を定め る総務省令のうち、災害対策、災害予防に資することとし、消防庁舎建設基金に積み立てて、 平成25年度からの消防庁舎の整備資金に充てる計画でございます。

次に、21款. 市債は、光ファイバー網整備事業にかかる減額と道路橋りょう整備事業債の 追加でございます。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。

歳出予算全体を通しまして、人件費の補正を計上いたしております。

人件費の補正は、人事院勧告による給与の改定や職員の人事異動や育児休業分、退職勧奨 職員による退職手当組合の特別負担金などを反映させ、積算いたしております。

これらの結果、一般職の人件費は合計で52,738千円の減額となるものでございます。

詳細につきましては、予算書の補正予算給与明細書に掲載をいたしております。

次に、費目ごとに人件費以外のものにつきまして、御説明をいたします。

まず、2款1項1目.一般管理費のうち、防災費は備品購入費を追加いたしております。

県の助成金を活用し、自主防災組織を育成するものでございます。応募があった行政区18 団体に自主防災組織を育成し、コミュニティ無線、受信機など、必要な備品を貸与するもの でございます。

次に、2款1項10目. 基金費は、市町村振興協会市町村交付金を活用いたしまして、消防 庁舎建設基金に積み立てるものでございます。

次に、2款1項14目. 諸費は、光ファイバー網整備事業費を4億円減額いたしております。 民設民営方式によります、市内全域に光ファイバー網を整備する費用の一部を助成するもの でございますが、電気通信事業者の業者決定によりまして補助金額が決定し、実績見込みに 応じて予算を補正するものでございます。

続きまして、3款. 民生費は、前年度精算による国、県の補助金の返還金やシステム改修などの事業を追加いたしております。

このうち3款1項4目.障害者福祉費は、自立支援給付費や地域生活支援事業費の利用者の増加などによる不足見込み額を追加いたしております。

次に、3款2項2目. 児童措置費のうち、保育所等運営費は、保育所入所児童数の増加に

より、保育所運営委託料を追加いたしております。

また、子ども手当は平成24年2月交付分から子ども手当の制度改正が実施をされます。現行、中学校以下、月額13千円の交付額が、3歳児未満15千円、小学校終了前10千円、ただし、第3子は15千円、中学生10千円の交付額となります。このためのシステムを変更するものでございます。

次に、3款2項3目.乳幼児医療対策費もシステム改修費を計上いたしております。

小学校就学前までの乳幼児医療にかかわる公費負担につきまして、平成24年度から市単独 で小学校3年生までに拡充をいたします。

続いて、4款.衛生費は、妊婦健康健診事業費と新型インフルエンザワクチン接種助成費 の前年度精算による補助金の返還金を計上いたしております。また、上水道事業費の県南広 域水道企業団負担金は、元利償還金の追加によるものでございます。

続いて、6款.農林水産業費について御説明いたします。

6款1項3目.農業振興費のうち、水田農業振興費は2つの補助金を追加いたしております。まず、水田農業担い手機械導入支援事業は、大型トラクターなど高性能の農業機械を導入する認定農業者3名に対し、事業費の2分の1を助成するものでございます。また、戦略作物生産拡大関連施設緊急整備事業は、JAみなみ筑後が実施します瀬高カントリー2号機の改修費について、おおむね事業費の10%を市単独で助成するものでございます。

次に、園芸農業振興費は、活力ある高収益型園芸産地育成事業を追加いたしております。 ビニールハウスやミカンの防除機、乗用草刈り機などの導入について助成するものでござい ます。また、中山間地域直接支払事業費は、面積の増減により交付金と返還金を計上いたし ております。

次に、6款1項5目. 農地費の県営農林水産施設整備事業費は、県が実施をいたします江 ノ浦地区の水路改修工事にかかる負担金を追加いたしております。

続きまして、7款. 商工費は、7款1項2目の中小企業対策費といたしまして、融資保証料補助金を計上いたしております。企業の繰上償還により補助金が不足する見込みとなったものでございます。

次に、8款. 土木費について御説明いたします。

8款2項2目. 道路維持費は、工事費を追加し、老朽化した道路の補修に努めるものでございます。

また、2項3目. 道路新設改良費は5,730千円を追加いたしております。このうち、道路 新設改良事業費は、飯江地区の市道交差点の改良工事や小萩地区の道路改良工事など、事故 の防止や利便性の向上を図るものでございます。

次に、社会資本整備総合交付金事業費は、下庄上小川南大木線の改良事業費を追加いたしております。平成26年度完成に向け、県事業とあわせ、変則交差点の解消などを目指すものでございます。

次に、9款.消防費でございますが、9款1項3目は、消防庁舎建設事業費の用地購入費を追加いたしております。当該用地は、平成23年3月議会で契約議案を議決いただき、土地開発基金で先行取得していたものでございます。平成25年度の工事着工に向けまして、一般会計で用地を取得するものでございます。

次に、10款. 教育費について御説明いたします。10款1項2目の事務局費につきましては、 小中連携等教育研究会委員報酬を計上いたしております。小中一貫や小中連携など、本市の 望ましいあり方を学識経験者で検討いただくものでございます。

次に、10款2項4目. 学校施設整備費は24,600千円を追加いたしております。市立小中学校再編計画に基づきまして、山川東部、山川南部、竹海、飯江の4つの小学校を統合し、新校舎を建設する計画でございますが、そのための設計管理委託料を追加いたしております。

次に、10款3項2目. 教育振興費のうち、特別支援教育費は、東山中学校1年生に学習遅滞など指導、支援が必要となり、学習支援講師を派遣するものでございます。

また、10款4項2目.公民館費は、上飯江公民館新築工事と亀尻公民館改修工事について、 類似公民館建設費補助金を追加いたしております。

続きまして、12款.公債費について御説明いたします。

12款1項1目の元金を435,000千円計上いたしております。

前年度決算にかかわる余剰金を活用し、年利2%以上の民間資金の市債を繰上償還するものでございます。後年度の金利負担の軽減と市債残高の縮減を図るものでございますが、これにより約61,000千円の金利負担の軽減につながるものと試算をいたしております。

以上、議案第47号 平成23年度みやま市一般会計補正予算(第4号)の概要を御説明いたしましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

日程第24 議案第48号

〇議長(壇 康夫君)

続きまして、日程第24. 議案第48号 平成23年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正 予算(第2号)について、提案理由の説明を求めます。吉開企画財政課長、お願いします。

〇企画財政課長(吉開 均君)(登壇)

議案第48号 平成23年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、 御説明申し上げます。

平成23年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、歳入歳出予算にそれぞれ8,080千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,613,629千円といたしております。

歳入予算は、一般会計繰入金と前年度繰越金を追加いたしております。

歳出予算の1款1項1目.一般管理費の職員人件費は、職員7名分の人件費補正を計上いたしております。人事院勧告や人事異動によるものでございます。

また、一般管理費は、印刷製本費とシステム改修委託料を追加いたしております。

市民の利便性の向上を図るため、国民健康保険の被保険者証を現行の世帯ごとから個人ごとのカード様式に変更するものでございます。平成24年4月から実施する計画でございます。

以上、議案第48号 平成23年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の 概要を御説明いたしましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

日程第25 議案第49号

〇議長(壇 康夫君)

日程第25. 議案第49号 平成23年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) について、提案理由の説明を求めます。吉開企画財政課長、お願いします。

〇企画財政課長(吉開 均君)(登壇)

議案第49号 平成23年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、 御説明申し上げます。

平成23年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、歳入歳出予算からそれぞれ8千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ573,890千円といたしております。

歳入予算は、一般会計の事務繰越金を調整し、また、歳出予算は職員2名分の人件費の補 正を計上いたしております。人事院勧告による給与改定によるものでございます。

よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

日程第26 議案第50号

〇議長(壇 康夫君)

日程第26. 議案第50号 平成23年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についての提案理由の説明を求めます。吉開企画財政課長、お願いします。

〇企画財政課長(吉開 均君) (登壇)

議案第50号 平成23年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、御 説明申し上げます。

平成23年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、介護保険事業勘定の歳 入歳出予算に235,686千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,301,808千円といたし ております。

歳入予算につきましては、歳出予算と連動し、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、 そして一般会計繰入金を計上いたしております。

また、歳出予算のうち、人件費の補正は1款1項1目.一般管理費及び4款2項1目.包 括的支援事業費の職員17名分を計上いたしております。給与改定や人事異動、育児休業など を調整するものでございます。

また、2款.保険給付費を追加いたしております。保険給付費の今年度上半期の実績が前年度と比較しまして6%増となり、予算の不足が見込まれるものでございます。介護認定者の重度化などが影響していると思われますが、不足見込み額を追加いたしております。

よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

日程第27 議案第51号

〇議長(壇 康夫君)

日程第27. 議案第51号 平成23年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) についての提案理由の説明を求めます。吉開企画財政課長、お願いします。

〇企画財政課長(吉開 均君)(登壇)

議案第51号 平成23年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、 御説明申し上げます。

平成23年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、歳入歳出予算からそれぞれ55千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ471,123千円といたしております。

歳入予算は、5款1項1目.一般会計繰入金を計上いたしております。

また、歳出予算は、2款1項1目.下水道建設事業費の職員4名分の人件費について、給

与改定分を調整し、計上いたしております。

よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

日程第28 議案第52号

〇議長(壇 康夫君)

日程第28. 議案第52号 平成23年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算(第1号)について提案理由の説明を求めます。吉開企画財政課長、お願いします。

〇企画財政課長(吉開 均君)(登壇)

議案第52号 平成23年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算(第1号)について、 御説明申し上げます。

平成23年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算(第1号)は、歳入歳出予算にそれぞれ554千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ401,051千円といたしております。

歳入予算は、人件費の補正分を調整して6款1項1目. 一般会計繰入金を計上いたしております。

また、歳出予算は人事院勧告による給与改定や人事異動など、職員7名分の人件費を計上いたしております。

よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

日程第29 議案第53号

〇議長(壇 康夫君)

日程第29. 議案第53号 平成23年度みやま市水道事業会計補正予算(第1号)について、 提案理由の説明を求めます。坂梨水道課長、お願いします。

〇水道課長(坂梨一広君)(登壇)

議案第53号 平成23年度みやま市水道事業会計補正予算(第1号)について、御説明申し上げます。

平成23年度みやま市水道事業会計補正予算(第1号)は、収益的支出予算に4,463千円を 追加し、総額を484,725千円といたしております。

収益的支出予算、1款1項.営業費用の職員11名分の人件費の補正を計上いたしております。人事異動や給与改定分を調整するものでございます。

よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(壇 康夫君)

お諮りします。議事の都合によって、11月30日から12月2日までの3日間及び12月5日から9日までの5日間、休会としたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

異議なしと認めます。よって、11月30日から12月2日までの3日間及び12月5日から9日までの5日間を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次の本会議は12月12日となっておりますので、御承知おき願います。

午前11時57分 散会